

平成 21 年 4 月 9 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 27 号

「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての 実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

平成 20 年 12 月 1 日に施行された「電子記録債権法」（平成 19 年法律第 102 号）に基づいて電子記録債権を活用するにあたり、当該会計処理及び表示に関する質問が寄せられています。電子記録債権は、従来の指名債権や手形債権とは異なる新しい債権の類型として制度化されたものであり、当委員会では、必要と考えられる実務上の取扱いを検討してまいりました。

今般、平成 21 年 4 月 3 日開催の第 174 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 21 年 2 月 17 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

以 上